

# 第 2 1 回

## 島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。  
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

平成 3 1 年 2 月 2 7 日 (水) 午後 2 時 0 0 分より  
於：島原市有明総合文化会館 2 階 多目的ホール 1

## 第 2 1 回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成 3 1 年 2 月 2 7 日 (水) 1 4 時 0 0 分
2. 閉会時間 平成 3 1 年 2 月 2 7 日 (水) 1 4 時 3 6 分
3. 開催場所 島原市有明総合文化会館 2 階 多目的ホール 1
4. 出席委員者の数 1 6 名
5. 欠席委員者の数 2 名
6. 出席推進委員の数 3 名
7. 報告事項
  - 報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定 (合意解約) による通知書について
  - 報告第 2 号 農地賃借料の水準について
8. 議案
  - 第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項 (所有権移転) の規定による許可申請について
  - 第 2 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
  - 第 3 号議案 非農地証明願について
  - 第 4 号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画 (案) について

午後2時00分開始

議長

皆さんこんにちは、只今より、第21回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、・・・番・・・・・・委員は所要の為、欠席との連絡がっております。

本日の出席者数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、・・・番・・・・・・委員、・・・番・・・・・・委員を指名します。

議長

初めに、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について報告します。

議案集1ページに記載のとおりで、3件 6筆 4, 718平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号、農地賃借料の水準について報告します。

農業委員会等に関する法律第6条第3項第2号「農業一般に関する調査及び情報の提供」に基づき、農地の賃貸借契約の目安となる地域の実勢を踏まえた賃借料情報を提供しており、今回は、島原市の平成30年1月から12月までに締結・公告された賃貸借における賃借料水準、10アール当たりの情報を提供しようとするものです。

30年分のデータ数は田が60件 畑が176件 合せて236件となっています。

田の島原市の平均額は20,100円、畑の島原市の平均額は22,200円となっています。

なお、各地区の状況は、議案集2ページに記載のとおりとなっています。

今後ホームページ等に掲載し周知をします。以上で報告を終わります。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見、ご質問等がないようですので、議案に入ります。

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番について説明します。

1番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。

畑 11筆 11, 844平方メートルを・・・贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、20, 823平方メートルで、農機具は、トラクター1台、耕運機1台、動噴1台、トラック1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。・・・

委員

現地調査員

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の譲受人は、農家で28年の農作業歴があります。

両親と妻の4人で、・・・農業を営んでおり、大根、人参、白菜を作付している状況で、問題なしと見ております。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番について、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番は許可することに決定します。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番について説明します。

2番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。

畑 1筆 809平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、9,222.99平方メートルで、農機具は、トラクター1台、管理機1台、動噴1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。・・・

委員

現地調査員

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の譲受人は、兼業農家で、20年の農作業歴があります。

妻と、子の妻の3人で農業を営んでおり、人参、じゃが芋を作付してあります。

申請地には、パッションフルーツの作付を予定し、通作距離は自宅より徒歩10分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の2番について、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番は許可することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

1 番の譲渡人は・・・の・・・さん、譲受人は・・・の・・・さんで、申請地 5 9 8 平方メートルを譲り受け、木造平屋建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第 3 種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。・・・

委員

現地調査員

第 2 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 1 番について報告します。

1 番の申請地は・・・の一角にあり、北側は道路及び河川、東側及び南側は宅地、西側は農地となっております。

既存の擁壁があることから、現状のまま利用し、雨水は溜桝を経由して道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第 2 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請 1 番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第 2 号議案の 1 番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第 2 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 1 番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第 2 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 2 番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請2番について説明します。

2番の賃貸人は・・・の・・・さん、賃借人は・・・の・・・さんで、申請地1, 166平方メートルを借り受け、貸家を8棟建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 .....

委員

現地調査員

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の申請地は2か所で、・・・及び・・・の一角にあり、・・・については、西側は道路、それ以外の周囲は宅地となっております。また、・・・は、北側は農地、東側及び西側は道路、南側は宅地、となっております。

2か所とも既存の擁壁があることから、現状のまま利用し、雨水は溜枳を經由して道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました。第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請3番について説明します。

3番の譲渡人は、・・・の・・・さん及び・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんで、申請地541平方メートルを譲り受け、木造平屋建貸家を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。・・・

委員

現地調査員

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について報告します。

3番の申請地は・・・の一角にあり、北側及び東側は道路、南側及び西側は宅地となっております。

切土整地し、周囲にはコンクリートブロックを設け、雨水は溜枿を經由して道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番を上程します。事務局の説明を求めます。



事務局

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請4番について説明します。

4番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんで、申請地1, 7  
54. 53平方メートルを譲り受け、ガソリンスタンドとして利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第二種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 ……

委員

現地調査員

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番について報告します。

4番の申請地は2か所で、ともに・・・の一角にあり、山側の申請地については、北側及び西側は  
宅地、東側及び南側は道路となっております。

また、海側の申請地については、北側及び南側は宅地、東側は農地、西側は道路となっております。

海側の申請地については、盛土造成し擁壁を設け、雨水は自然流下で水路へ、山側の申請地につい  
ては、現状のまま利用し、雨水は排水管を通じ道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由  
して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました。第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請4番について、  
ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の4番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番は許

可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番を上程します。事務局の説明を求めます。

#### 事務局

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番について説明します。

5番の賃貸人は・・・の・・・さん、・・・の・・・さん、・・・の・・・さん、賃借人は・・・の・・・さんで、申請地1，573.89平方メートルを借り受け、葬儀場として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

#### 議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。・・・

#### 委員

#### 現地調査員

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番について報告します。

5番の申請地は・・・の一角にあり、北側及び南側は宅地、東側は雑種地、西側は道路となっております。

盛土造成し擁壁を設け、雨水は敷地内に新設する集水桝で調整し、水路へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して水路へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

#### 議長

只今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請5番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

#### 議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の5番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の6番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の6番について説明します。

6番の譲渡人は・・・の・・・さん、譲受人は・・・の・・・さんで、申請地713平方メートルを譲り受け、木造平屋建貸家を5棟建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 .....

委員

現地調査員

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の6番について報告します。

6番の申請地は・・・の一角にあり、北側は道路、東側及び西側は農地、南側は道路を挟んで農地となっております。

既存の擁壁があることから、現状のまま利用し、南側にはコンクリート壁を新設し、雨水は自然流下で道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請6番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の6番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の6番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の7番を上程します。

本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、  
番 . . . . . 委員の退場を求めます。

(. . . . . 委員 退場)

議長

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の7番について説明します。

7番の使用貸人は. . . の. . . . .さん、使用借人は. . . の. . . . .さんで、申請地368平方メートルを借り受け、木造平屋建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の工業地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 . . . . .

委員

現地調査員

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の7番について報告します。

7番の申請地は. . . の一角にあり、北側は道路を挟んで農地、それ以外の周囲は使用貸人所有の農地となっております。

既存の石積み及び擁壁があることから、現状のまま利用し、雨水は溜桝を経由して道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請7番について、

ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の7番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の7番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

・番 . . . . . 委員の入場を求めます。

(. . . . . 委員 入場)

議長

7番の案件は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定しましたので報告します。次に、第3号議案 非農地証明願いの1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 非農地証明願いの1番について説明します。

1番の申出人は. . . の. . . . .さんで、申請地は平成5年月日不詳頃から隣接する. . . . .番(宅地)と一体に住宅用地として利用されております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 . . . . .

委員

現地調査員

第3号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

1番の申請地は. . . の一角にあり、北側は道路、東側は申出人所有の農地、南側は申出人所有の宅地、西側は農地となっております。

現地を見ますと、住宅が建って、隣接する宅地と一体に住宅用地として使用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案の1番は非農地証明書を交付することに決定します。次に、第3号議案 非農地証明願いの2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 非農地証明願いの2番について説明します。

2番の申出人は・・・の・・・さんで、申請地は昭和57年月日不詳頃から隣接する・・・番・(宅地)と一体に住宅用地として利用されております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。・・・

委員

現地調査員

第3号議案 非農地証明願いの2番について報告します。

2番の申請地は・・・の一角にあり、北側は申出人所有の宅地、東側及び南側は申出人所有の農地、西側は道路となっております。

現地を見ますと、隣接する宅地と一体に住宅用地として使用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案の2番は非農地証明書を交付することに決定します。次に、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について、上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について、説明します。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画(案)の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集9ページから11ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定 5件 6筆 7,962.00㎡

耕作権の再設定 9件 21筆 15,453.00㎡

合計 14件 27筆 23,415.00㎡ です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集12ページに記載のとおりで、4件 6筆 6,100.00㎡です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案 農用地利用集積計画(案)を承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)は承認することに決定します。

以上で、第21回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第21回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後2時36分